

(資料3)**三重県精神科救急医療システム事業**

三重県では、公益社団法人日本精神科病院協会三重県支部に委託し、休日や夜間等に精神科疾患の急性発症等により緊急な医療を必要とする精神障がい者等のための精神科救急医療体制を次のとおり整備しています。

休日や夜間に発症した急患の診察や入院に対応できるように、県内の 12 精神科病院が北部と中南部の 2 ブロックで毎日輪番制による対応を実施しています。

●対象者

- ① 休日や夜間等において緊急な外来または入院治療を必要とする精神障がい者等を対象とします。
- ② 対象者が、精神科を有する病院または診療所において治療中である場合や過去に治療歴を有する場合は、当該病院または診療所（以下「かかりつけ医」という。）における対応を優先させるものとします。但し、かかりつけ医と地域ブロックが同一の場合に限ることとし、かかりつけ医と地域ブロックが異なる場合は、対象者が発生した場所の地域ブロックの当番病院を優先します。

●精神科救急医療体制（診察・入院）の実施時間帯

区分	実施時間
毎夜間	午後 5 時から翌日午前 9 時まで
休日・土曜日 昼間	午前 9 時から午後 5 時まで

なお、休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間です。

●地域ブロック及び救急医療施設

	北部ブロック	中南部ブロック
地域	桑名市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・いなべ市・員弁郡・三重郡	津市・伊賀市・名張市・松阪市・伊勢市・鳥羽市・尾鷲市・熊野市・志摩市・多気郡・度会郡・北牟婁郡・南牟婁郡
当番病院	総合心療センターひなが（基幹病院） 多度あやめ病院・北勢病院・大仲さつき病院・水沢病院・鈴鹿厚生病院・鈴鹿さくら病院	松阪厚生病院（基幹病院） 久居病院・南勢病院・上野病院・熊野病院
支援病院	三重県立こころの医療センター 独立行政法人国立病院機構榎原病院	

- ※ 基幹病院は、ブロック内当番病院の調整を行うほか、当番病院での対応が困難な場合に、診察や入院の受け入れを行います。
- ※ 支援病院は、当番病院から要請があった場合、救急医療を終了した者についての転院を受け入れるよう努めるものとします。支援病院への転院は、当番病院が概ね 1 週間以内に患者を搬送することにより行います。

三重県精神科救急情報センター事業

三重県では、公益社団法人日本精神科病院協会三重県支部に委託し、精神科病院の輪番制で、毎日 24 時間（休日等を含む）の電話相談窓口を設置しています。

精神障がい者及び家族等からの緊急的な精神医療相談に適切に対応し、精神障がい者の疾患の重篤化の軽減及び適切な医療との連携を図るため、当番病院は、24 時間体制で電話相談を、医師（オンコール体制）及び精神保健福祉士等の精神保健福祉施策に精通した者で実施しています。

● 24 時間電話相談（精神科救急医療）

電話 0598-29-9099

● 業務内容

- ・緊急的な精神医療相談

相談者の不安や焦燥感を軽減するための相談を実施し、症状の重篤化の軽減を図ります。

- ・受診指導等

相談内容の緊急性等を検討し、必要に応じて精神科医療機関の紹介や受診指導を行います。

- ・精神科救急情報の提供

三重県救急医療システム運用事業における、その日の当番救急医療施設についてもお知らせします。